「高校魅力化コンソーシアム」の手引き【0214版】

島根県教育委員会教育指導課

地域教育推進室

【目的】

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していくことができます。

この「生きる力」の育成のために、地域の子供たちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域の住民や市町村、小・中学校、社会教育機関、地元企業等と高校とが主体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」(以下「地域協働スクール」)を実現することが求められています。

そのため多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制が必要であり、この協働体制を 高校魅力化コンソーシアム(以下「コンソーシアム」)と呼びます。

【概要】

コンソーシアムには「意思決定の場」と「協働活動の場」が設定され、相互に連携しながら「地域協働 スクール」の実現を目指します。

「意思決定の場」は校長、事務長、市町村代表、保護者代表等が、学校と地域の協働ビジョンや学校経営の基本方針等について協議・共有し、必要に応じて承認等を行う会議の場です。協議や承認する具体的な内容は各コンソーシアムに委ねられますが、「地域の子供たちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかという目標やビジョン」が策定されるような場になることを目指しています。

「協働活動の場」は学校に関わる多様な人材や団体により、学校と地域との協働活動がなされたり、学校経営等に係る対話や熟議がなされたりする活動の場です。これも具体的な活動の内容は各コンソーシアムに委ねられますが、学校の諸活動の支援や家庭教育の支援、外部との連携・調整、情報発信の支援等が考えられます。

コンソーシアム設立後の運営にあたっては、各校・各地域の実態に応じて、PDCAを回しながら、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制の一層の推進を図り、「地域協働スクール」の実現を目指します。

コンソーシアムの設置や運用についてのQ&A

Q1、コンソーシアムが成立する要件は何ですか。

A1、「意思決定の場」であるコンソーシアムの役員会等(以下「役員会」)の委員と「協働活動の場」 の設置、及びコンソーシアムの規約の制定をもって成立します。

Q2、職員会議との位置づけはどうなりますか。

A 2、職員会議の位置づけはこれまでと変わりません。校長の決裁によって決議された事項について、 必要に応じて役員会で協議や承認等を行います。

Q3、役員会で協議等がなされる事項はどんなものがありますか。

A3、学校と地域との協働ビジョンや、学校経営の基本方針、教育課程、予算の編成及び執行、協働活動の内容など、各構成団体が提案した事項について、協議や承認等を行うことが考えられます。

Q4、役員会の「意思決定」は、どんなタイミングで行われますか。

A 4、年度初めと終わり、また学期ごとなど、定期の開催が考えられますが、年間を通じて、学校と地域との協働活動に関わる事項等についての、意思決定が必要なタイミングで行われます。次年度の学校経営の基本方針等は、当年度のまとめの時期において、学校評価やその他の年間の振り返りと合わせて行うことが考えられます。

Q5、校長が異動した場合、学校経営基本方針等が既に決定されていることが、新しく着任した校長の 学校経営上の困難につながることはありませんか。

A 5、既に役員会で承認された事項を変更することも可能です。学校と地域の実態を踏まえて議論された次年度の基本方針等は、学校と地域との関係性や連携状況の把握等、新しく着任した校長の学校経営に資すると考えます。

Q6、コンソーシアムでの協議等により、学校経営が停滞することはありませんか。

A 6、様々な組織により構成されるコンソーシアムでは、学校だけでは気づくことのできなかった学校 の魅力や課題を共有することもできます。地域との協働による、より効果的な教育活動を進める観点 からは、むしろ学校経営を後押しするためのものとなります。そのためにも、様々な視点を持ち、建設的な協議が可能となる役員会の委員等を設定することが必要です。

Q7、役員会の委員は、誰が設定するのですか。

A 7、設置準備期間においては、校長が学校評議員や既存の連携機関と協議し委員を依頼し、初回の意思決定の場において、校長が委員を提案し、承認されます。委員の変更については、その都度協議・承認されます。

- Q8、コンソーシアムの意思決定はどのように行われますか。
- A8、役員会の議長による議事進行で委員の承認等を得ることにより意思決定となります。また役員会の議長やコンソーシアムの代表がどのような立場の方になるのかは各コンソーシアムの実情に応じ各コンソーシアムに委ねられます。
- Q9、既存の連携組織をコンソーシアムとして運営することができますか。
- A9、既存の連携組織(高校魅力化協議会、学校評議員等)が、「コンソーシアム」の目的を有し、A 1の要件を満たすことでコンソーシアムとして位置づけることは可能です。
- Q10、「学校評議員」は、コンソーシアムに類似した目的を持つものですが、コンソーシアムの活動 とは別に設定する必要がありますか。
- A10、学校評議員の役割は変わりませんが、学校評議員の目的が達成される内容であれば、コンソーシアムの役員会等に合わせて学校評議員会を設定することは可能です。
- Q11、PTAや卒業生会、学校後援会等の組織の役員会や評議員会は、どう位置づければ良いですか。
- A11、コンソーシアムの「協働活動の場」として位置づけることが可能です。例えばPTA評議員会にコンソーシアムの他の構成団体のメンバーが加わることにより、PTA活動について幅広い視点で熟慮と議論がなされ、より質の高い活動が生み出されることなどが想定されます。
- Q12、コンソーシアムを活用して学校評価を行うことができますか。
- A12、コンソーシアムの役員会や協働活動の場において「学校関係者評価」を行うことが可能です。 コンソーシアムの役員を学校関係者評価委員として「学校関係者評価」を行う、あるいは、協働活動 の一つとして役員の他にコンソーシアムを構成する団体の他のメンバー等を加えた学校関係者評価 委員会を設置し「学校関係者評価」を行う等の方法が考えられます。いずれにしても学校評価の目的 や機能について事前に説明し理解を得ておくことが必要です。
- Q13、コンソーシアムと学校運営協議会(コミュニティ・スクール)や地域学校協働本部の違いは何ですか。
- A13、「学校運営協議会」は地域住民等の委員が、学校運営に関して協議する機関で、この協議会を 導入している学校をコミュニティ・スクールといい、学校側に着目した制度です。一方「地域学校協

働本部」は学校と連携協働しながら、地域全体で子どもの育ちを支える地域側に着目した取組です。 コンソーシアムはこの両方の性格を併せ持ち、各地域や学校の実情に応じ地域や学校の魅力を活かした体制の構築ができるようにしたものです。

Q14、コンソーシアムの活動や成果の評価は必要ですか。またどういう方法がありますか。

A14、コンソーシアムの活動の有効性を検証し、新たな目標を設定するためにも、適時の評価により PDCAを回していくことは必要です。

評価の方法は様々な工夫が考えられますが、たとえば「学校魅力化アンケート」は、「地域に開かれた教育課程」の成果が評価できる項目立てとなっており、各学校で重視したい項目を目標と評価に活用する方法も考えられます。

Q15、コンソーシアムの設置・運営に関して島根県教育委員会はどのような支援をしますか。

A 1 5、現に高校魅力化協議会等に伴走者を配置している地域にあっては継続して配置し、今後のコンソーシアム構築を支援します。現に伴走体制が構築されていない松江、出雲、安来の高校については原則として各学校長や各市町村関係者と幅広く対話を実施した上で、配置や支援の方法について検討します。

また、コンソーシアムを運営するための経費については、魅力化事業の見直しが見込まれる平成 32年度予算にて全てのコンソーシアムに向けた経費措置を検討しています。

Q16、県が配置する伴走者は具体的にどのような動きをしますか。

- A16、以下のとおりですが、各学校・地域の実態に応じ、引き続き対話を通じて在り方を検討します。
 - (1)直接現場に出向いて顔の見える関係を構築しながら、現場で共に学ぶスタンスで課題解決を目指します。
 - (2) コンソーシアムの設置や運営にあたり県側の窓口となり、県の有する権限・予算・施策や人的リソースの活用が有効である場合は、担当部署等につなぎ、課題解決に貢献します。

Q17、コンソーシアムの設置に際して島根県教育委員会へ報告が必要ですか。

A17、コンソーシアムが成立した際には「コンソーシアム規約」「役員会名簿」「年間活動計画」について島根県教育委員会へ報告が必要となります。コンソーシアムの役員会資料や「魅力化交付金」に関わる様式等、内容の把握できる資料であれば様式は問いません。

Q18、コンソーシアムの設置はどのタイミングで行いますか。

A18、可能な高校・地域については個々の判断で設置できます。2021 年度末には全ての高校において設置する予定です。

Q19、コンソーシアムの設置や運営に関わる研修や情報交換の場はありますか。

A19、2019 年度より実施される「高校魅力化コンソーシアム先導モデル創出事業」において、合同研修の実施を予定しています。また同事業において先導的に取り組む学校・地域(中山間地域型・複数連携型・都市部型)を指定し、コンソーシアムの設計・設立等のモデルを構築していきます。

「生きる力」を育む魅力ある高校と地域づくりの推進 第1章

地域に根ざした小さな高校が魁けた大きな教育効果を全県に広げ、

全国に誇れる島根らしい魅力ある高校づくりを進める一

島根県では、これまで、離島・中山間地域の小さな高校を中心に高校魅力化プロジェ クト¹を推進し、地域と連携・協働した教育活動に取り組んできた。その結果、高校や地 域の活性化、生徒による地域の魅力の再発見、主体的に学習に向かう姿勢の醸成など、 様々な効果が生み出されつつある。

このような取組の成果をベースにし、高校と地域とが連携・協働しながら島根らしい 魅力ある高校づくりを進めていく。

地域協働スクールの実現 1

<方向性>

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々との関わりや、様々な 経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人との関わ りを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していくことができる。一方、地域は、 子供の成長を軸に、学校と連携・協働し学び合うことにより、住民一人一人の活躍の場を 創出し地域に活力を生み出すことができる。

地域の子供たちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかという目標や ビジョンを、地域の住民や市町村、小・中学校、社会教育機関、地元企業等と高校とが主 体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となって子供たちを育む「地 域とともにある学校」(以下「地域協働スクール」という。)の実現に向けた取組を進め ていく。これは、新学習指導要領の柱となる「社会に開かれた教育課程」と同じ方向性を 持つものである。

また、地域協働スクールとしての教育活動は、地域の担い手の育成につながるなど、地 方創生・地域活性化の観点からも重要である。

したがって、地域協働スクールの実現にあたっては、地域、地元市町村等が学校運営・ 経営に参画する体制の構築を図る。また、地域協働スクールとして様々な事業を展開する 際には、独自に事業費を確保する方法も研究していく。

[↑] 高校魅力化プロジェクト ・・・ 地域と協働した魅力ある高校づくりの推進に向け、平成 23 年度に「離島・中山 間地域の高校魅力化・活性化事業」を対象校 5 校で開始し、平成 24 年度から対象 校を8校とした。平成29年度からは「教育魅力化推進事業」の中で市部の高校に も対象を拡充した。

<具体的な取組>

- ○全ての高校において、地域と協働しながら「目指す学校像」、「育てたい生徒像」、特色ある教育課程及び「求める生徒像」等の明確化を図る。
- 教職員、生徒・保護者、市町村、小・中学校、大学、社会教育機関、地元企業、地域住民、関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制(以下「高校魅力化コンソーシアム²」という。)を、全ての高校において構築する。

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	H30	H31	(H32)	(H33)	(H34)	(H35)
高校魅力化コンソ ーシアムの構築	高校魅力化 推進 協議会等	構築・展開			全ての高校 で構築	推進

※ 高校における新学習指導要領が実施される 2022 年までに、全ての高校において構築

- ・高校魅力化コンソーシアムの設置・運営においては、既存の連携組織(高校魅力化 推進協議会³、学校評議員、学校関係者評価委員会、PTA、卒業生会等)を活用す るなどその知見等を生かす。なお、高校魅力化コンソーシアムの構成員は、各高校 や地域の実情に応じて柔軟に設定する。**地域協働スクールのイメージ図を参照
- ・高校と地域の協働体制の設計や運営管理など、高校魅力化コンソーシアムの総合調整を担う職員の配置を検討する。
- ・高校の事務室が学校の経営や地域との協働に、より一層主体的・機能的に参画できる体制の充実を図る。
- ・県教育委員会は、教育魅力化推進チーム4の体制面での充実及び更なる機能強化を 図り、各コンソーシアムを支援する伴走5を行うとともに、各コンソーシアムの取 組や意見等を教育施策や教職員の任用等の参考とする。
- ・県民をはじめとした多くの方々に、各高校や地域の個性に応じた魅力と特色ある教育活動を応援していただくための寄附制度等を検討する。

² コンソーシアム ・・・ 2つ以上の個人、企業、団体、政府等(あるいはこれらの任意の組合せ)からなる団体で、共同で何らかの目的に沿った活動を行うために結成されるもの。

³ 高校魅力化推進協議会 ・・・ 「教育魅力化推進事業」の対象地域・高校において、教育理念や目標、教育課程、 予算、人事などについて、地域のニーズを反映できるよう、高校と市町村との「協 働運営」を志向した協議の場として設置。平成30年5月現在、13協議会(16市町村21校)が設置されている。

⁴ 教育魅力化推進チーム ・・・ 教育魅力化に取り組む市町村との協働を目指し、県教育委員会を中心に県地域振興 部や(公財)ふるさと島根定住財団などの組織横断のメンバーで構成されたチーム。

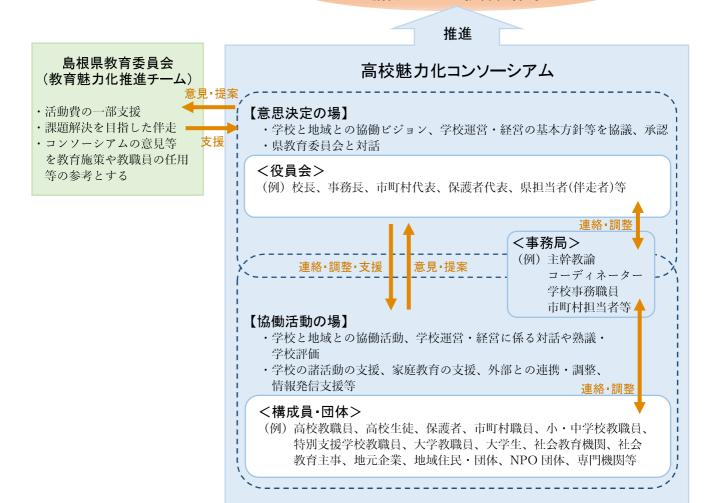
⁵ 伴走 ・・・ 教育魅力化推進チームのメンバーが、現場に出向いて顔の見える関係を構築しながら、現場と共に学ぶというスタンスで課題解決を目指すこと。

● 新学習指導要領が実施される 2022 年に向けた各高校のステップイメージ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	2021 年度	2022 年度	
NATA TALLA	教育理念の	学びの体制の	学びの体制の	実施	
準備	明確化	構築1	構築2		
· 新学習指導要領及	・学校と地域との協	・高校魅力化コンソ	・新学習指導要領に	・新学習指導要領に	
び県立高校魅力化	働ビジョン、「目	ーシアムの体制、	おける教育課程の	おける教育課程の	
ビジョン等の共有	指す学校像」、「育	新学習指導要領に	申請及び入学者選	年次進行	
・「社会に開かれた	てたい生徒像」、	おける特色ある教	抜方法の準備・実	・充実した高校魅力	
教育課程」を見据	「社会に開かれた	育課程、入学者選	施	化コンソーシアム	
えた高校づくりへ	教育課程」の方	抜方法等の再設計		のもとでの	
のスケジュール、	針、「求める生徒			PDCA サイクル	
検討体制等を計画	像」等の明確化			の実施	

- ・学校行事、業務等の不断の見直し・精選・効率化
- ・教職員の働き方改革の推進による負担の軽減
 - * 上表は例であり、各高校と地域の実情に応じて設計し進めていく。
- 地域協働スクールのイメージ図

学校と地域との 協働ビジョン・教育目標等



* 上図は1高校1コンソーシアムの例であり、市部においては複数の高校で1コンソーシアムの場合も 想定される。